

○厚生労働省告示第六十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十五条の三第一項第四号及び第六号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十五条の三第一項第四号の厚生労働大臣が定める数及び率並びに同項第六号の厚生労働大臣が定める数を次のように定め、平成二十一年四月一日から適用する。

平成二十一年三月六日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律第四十五条の三第一項第四号の厚生労働大臣が定める数及び率並びに同項第六号の厚生労働大臣が定める数

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四十五条の三第一項第四号の厚生労働大臣が定める数及び率は、次の各号に掲げる数及び率とする。

- 一 厚生労働大臣が定める数 一人
- 二 厚生労働大臣が定める率 百分の二十

第二条 法第四十五条の三第一項第六号の厚生労働大臣が定める数は、次の表の上欄に掲げる事業主の雇用する労働者（法第四十三条第一項に規定する労働者をいう。）の数に依じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数とする。

事業主の雇用する労働者の数	厚生労働大臣が定める数
百六十七人未満	○人
百六十七人以上二百五十人未満	一人
二百五十人以上三百人以下	二人